



どうする!? 職場のアルコール問題対策 予防・対応・リワーク支援

編者：宋 龍平 発行：金子書房 定価：2,750円(税込10%)

手元に置き、繰り返し熟読することをお薦めする。

本書に盛り込まれたアルコール関連問題とその対策に関する知識やノウハウは、どれもが実践を踏まえたものである。活動を進めるにあたっての具体的な留意点に関する記述も豊富である。そのため、初学者にとってわかりやすいのはもちろん、長い経験を持つ産業保健職にも、自らの取組の妥当性を確認したり、微修正をしたりする機会をもたらしてくれる。

アルコール関連問題は、健全な労働力確保に寄与する産業保健にとって重要課題であり続けている。しかしながら、その対策には、難しい論点が2つある。ひとつは活動に偏りが生じてしまいがちなことであり、もうひとつは、活動範囲の線引きがしにくいことである。

個人への働きかけと組織(職場環境)への働きかけをバランスよく推進することは、産業保健の要諦と言える。しかし、アルコール関連問題では、個人への働きかけが中心となりがちである。以前から指摘されているように、多くの職場には問題飲酒に甘い風土があり、継続的な組織への働きかけは、困難を極めることが多い。個人的な生活、行動にどこまで立ち入るか、1例にどのくらい時間をかけるかについても、効果的な飲酒指導(支援)を行おうとして議論となりやすい。それらをどうするか。

本書は、こうした困難について考察する上でも、よい道標になるであろう。

各執筆者の熱意が読者の活動に向けた意欲を高めてくれるのも、本書の大きな魅力である。

ひろひさのり
廣 尚典

(産業医科大学名誉教授)

Scramble

厚生労働省より 治療と仕事の両立支援推進の努力義務化

2025年6月11日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和7年法律第63号)が公布された。同法により「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(2026年4月1日施行)が改正され、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、厚生労働大臣は当該措置の適切・有効な実施を図るための指針を公表することとされた。

なお、施行予定の該当条文は以下の通り。

第8章 治療と就業の両立支援

第27条の3 事業主は、疾病、負傷その他の理由により治療を受ける労働者について、就業によって疾病又は負傷の症状が増悪すること等を防止し、その治療と就業との両立を支援するため、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(以下この条において「治療と就業の両立支援指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

3～4 略

「産業保健21」123号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

●問い合わせ：
(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課

※このアンケートでご記入いただいた内容は『産業保健21』制作の参考にさせていただきます。
下記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tqid/2561/Default.aspx>